

独立行政法人日本学生支援機構の募集する給付型奨学生採用候補者については、以下の推薦基準に基づき、学内に設置する給付奨学生採用候補者選考委員会で選考し、機構に推薦するものとする。

1 申込資格

- 平成31年度に大学等へ進学する希望を持っている者で、下記のいずれかの要件を満たしていること。
  - ① 平成31年3月末に本校を卒業予定の者
  - ② 本校を卒業後、2年以内の者

2 推薦人数枠 **1名（平成30年度）**

3 推薦基準

(1) 人物について

- 学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が給付奨学生にふさわしく、進学の目的及び進学後の人生設計が明確であり、将来良識ある社会人として活動し、将来的に社会に貢献する人物となる見込みがあること。

(2) 学力及び資質について

- 社会的養護を必要とする人以外の対象者  
下記のいずれかの要件を満たしていること。
  - ① 調査書（在校生は1, 2年の2年間、卒業生は3年間）における学校の成績が評定平均 4.3以上の者
  - ② 調査書（在校生は1, 2年の2年間、卒業生は3年間）における学校の成績が評定平均 4.0以上で、かつ、以下のア～ウのいずれかに該当するか、又は類似の活動が認められること。
    - ア：課外活動（部活動を含む）に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる。
    - イ：生徒会役員等を経験し、具体的な成果・成長が認められる。
    - ウ：ボランティア、地域活動に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる。

- 社会的養護を必要とする人

- ① 調査書（在校生は1, 2年の2年間、卒業生は3年間）における学校の成績が評定平均3.5以上で、特定教科の評定平均が4.3以上の者

(3) 家計について

- 以下のいずれかに該当すること。ただし、③については機構が示す推薦枠にこだわらず推薦することができる。
  - ① 家計支持者が個人住民税（市区町村民税）所得割を課されていないこと（奨学金申込年度の課税証明書に記載の所得割額が0円であること）。
  - ② 生活保護を受給していること（奨学金申込日現在において保護費を受給していること）。
  - ③ 社会的養護を必要とする生徒等の場合は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）上の措置として以下の施設等に入所していること。
    - ・児童養護施設（児童福祉法第41条に規定する施設）
    - ・児童心理治療施設（同法第43条の2に規定する施設）
    - ・児童自立支援施設（同法第44条に規定する施設）
    - ・児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者（同法第6条の3第1項に規定する事業を行う者）
    - ・小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者（同法第6条の3第8項に規定する事業を行う者）
    - ・里親（同法第6条の4に規定する者）

4 その他

- 高等学校から推薦した者について、機構において家計に係る選考基準に照らして採否を決定するため、推薦されても採用候補者とならない場合もある。